

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和5年6月1日以降に契約締結した案件より、契約の保証及び前払金保証について、**電子による取扱いを開始します**。（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いについては**保証機関（保証事業会社等）に確認した上で**、手続きを行っていただきますようお願いいたします。

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書（引受先：保証事業会社）

電子化対象

契約の保証

→ ②契約保証証書（引受先：保証事業会社）

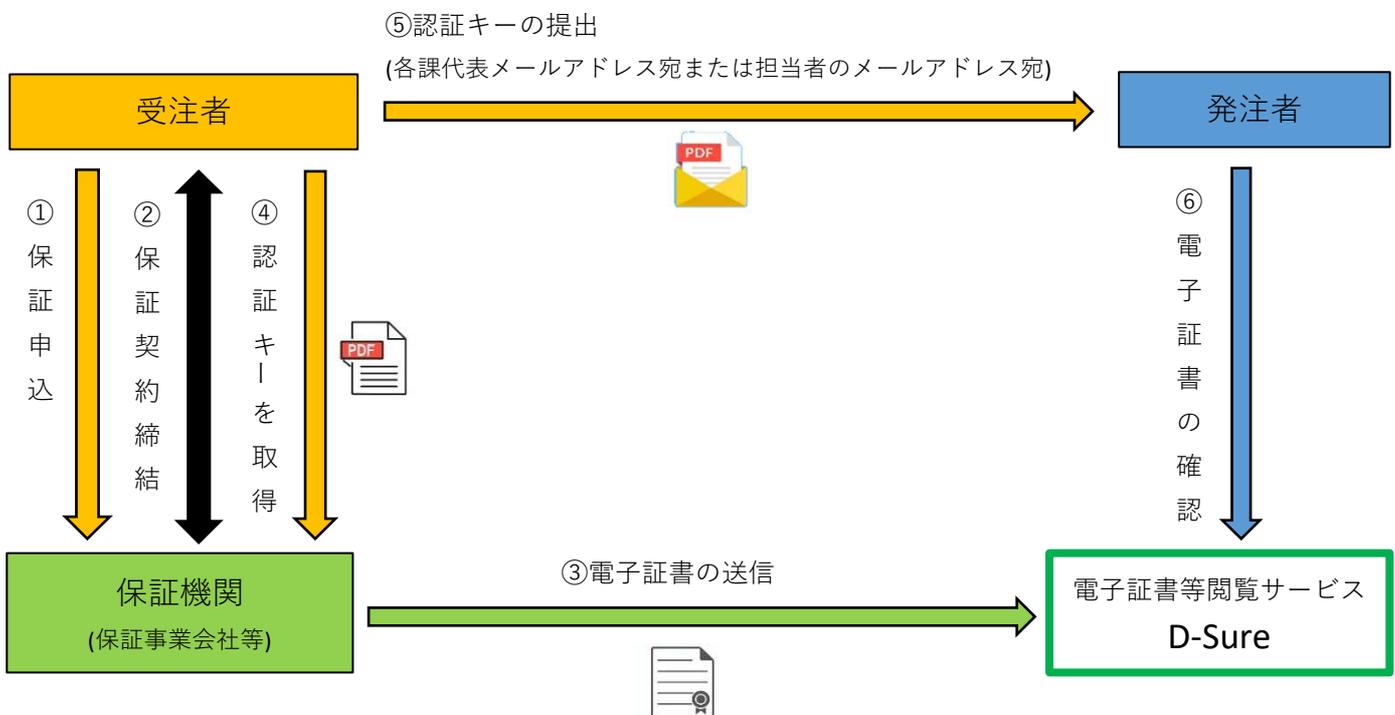
電子化対象

③公共工事履行保証証券

履行保証保険証券（引受先：損害保険会社）

令和5年5月31日時点では電子化対応は未定です

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報(PDF化したもの)を発注者にメールで提出し（各課代表メールアドレス宛または担当者メールアドレス宛）、発注者はこれにより「電子証書等閲覧サービス」にアクセスし、保証内容を確認します。